

自筆証書遺言の方式が緩和

-2019年1月13日よりスタート



1. 自筆証書遺言-今までの課題点-

①全分自書しなければならなかった（旧民法968条1項）

●自筆証書によって遺言するには、遺言者が、その全文、日付及び氏名を自書し、これに印を押さなければならない

②全分自書は負担が大きい-特に高齢者／財産を多数所有の人-

●結果として、遺言書が無いまま亡くなるケースが多い

●内容・書式に不備が多く、遺言執行が滞ることが多い

1)不備の多くは「不動産の記載」「銀行口座の間違い」

2)結果として、相続人同士が揉めることになってしまう

2. 改正点-「財産目録」については自書しなくてよい

①財産目録のパソコン等作成が可能に（新民法968条2項）

- 2019年1月13日以降は「財産目録」については、
- 自書しなくてよく、パソコン等での作成が可能になった

②改正により期待されること

- 負担軽減で自筆証書遺言書で遺言を残す人が増える
- 遺言の定着化が相続時の紛争を抑止出来る
- 結果として、遺産承継の潤滑化・空き家問題の抑制が図れる



3. 改正による注意点

① 自書によらないのは「財産目録」のみである

- 「財産目録」のみパソコン等での作成が可能
- 「本文」は今まで通り自書しなければならない



② 「財産目録」には署名・押印が必要である

- 自書によらない記載が両面・複数枚ある場合、
- その全ての面に署名し、押印しなければならない

③ 「内容不備」は今まで通り無効となることも

- 内容不備は今まで通り無効の可能性がある
- 作成に関しては、専門家に相談・チェックを受けること

4. 「遺言書の法務局保管制度」は2020年7月からスタート

①遺言書保管法とは

- 「遺言書保管法」が改正相続法と同時期に成立・交付したが、
- 「施行」は2020年7月からとなる
- 「法務局」で、施行日までは受理されない

②法務局での遺言内容事前チェックは

- 遺言内容事前チェックは法務局で行われる予定ですが、
- そのチェックの程度に関してはまだ未定であるが、
- 基本的には様式チェックであり、
- 内容面では事前に専門家の相談・チェックが必要である

